

食品安全委員会と食品安全関連のリスクコミュニケーションの評価について（案）

関澤 純（2005.2.19）

クライシスコミュニケーションとリスクコミュニケーションははっきり区別する。前者は後者のひとつの特殊な応用場面と考えるべきであり、後者が適切に実施される中でのテクニカルな問題として扱えシチュエーションを想定しマニュアル化しやすい。

リスクコミュニケーションの評価の枠組みとして以下が考えられる。これは主にリスク評価およびリスク管理に関するアメリカ大統領/議会諮問委員会による1997年の報告「環境リスク管理の新たな手法」（化学工業日報社から邦訳あり）および関澤がこれまでの調査研究と国際的なリスク評価事業の経験を踏まえて専門調査会で述べてきたことであり、リスクコミュニケーションの目標は参加による共考・共働である。

新たな課題

- ・評価基準（指標）：意思決定への参加、反映の程度とあり方を評価すること
 - （1）リスク評価・リスク管理のプロセスの透明性をどのように保証しているか？
リスク評価と、リスク管理については分けて考える方が良い。
 - （2）透明性を確保した上で、外部からの批判的検討をどのように保証しているか？
外部意見を取り入れる明確な仕組みの構築
 - （3）外部からの批判的検討や提案がどのように評価と管理に反映されたか？
外部意見が反映された程度を内容的に検討し、計量化できる部分は計量化する。

・目標設定

期限（1年、3年、5年毎などの区切り）を設定し中間評価し、また見直しをする。

・客観的な評価指標の設定

- （1）評価基準への適合・達成度を説明
新たなプログラムの開始、既存のプログラムの改善について、目標、計画、執行体制、実行内容、成果などにつき、どこがどのように改善されたかを記述、計量する。
- （2）コミュニケーションの組織的な保証
ステークホルダー、ネットワークパートナーとしての自治体、食品関連事業者、食品安全・衛生関連事業体や関係する職能団体、消費者団体、メディアとの連携の仕組みの改善
- （3）外部による評価

ステークホルダーからの意見聴取、アンケートおよび第三者機関による評価

とりあえず進める作業

以下の項目などにつき、これまでのリスクコミュニケーション活動を事務局に整理していただき、今後の改善について意見を具申する。

（項目の例）

意見交換会の実施状況と得られた成果・反省すべき教訓、食品安全モニターやインターネットの活用およびその他の媒体の利用、専門調査会でのリスク評価プロセス、外部団体との協議のあり方、他省庁や自治体などとの連携のあり方、緊急時対応専門調査会によるクライシスコミュニケーションの体制整備との連携のあり方の検討など。

評価基準としては、消費者・生産者ほかのステークホルダーの参加が実態としてどれだけ具体的に改善されたかがあげられる？